

令和 4 年 1 月 会 議
第 19 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年1月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号4番	細谷則子	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号5番	見上智	議席番号10番	栗原良晴
議席番号6番	多田平雄	議席番号11番	橋川利一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号12番	加藤栄三
		議席番号13番	新倉賢一
		議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号2番 比留川 スミ江
議席番号3番 笠間保一

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請事案

議案第2号 農用地利用集積計画決定事案

報告第1号 専決処分等について

議決事件及賛否の数

別紙記載のとおり

議 事 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

ただ今より第19回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、2番 比留川スミ江委員、3番 笠間委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は12名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、13番 新倉委員、4番 細谷委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております12月24日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。28日 神奈川県農業会議 農業委員会会長・事務局長会議、横浜市内におきまして、会長、局長が出席される予定でございます。2月14日 都市計画審議会、議会棟全員協議会室におきまして、会長が出席される予定でございます。16日 常設審議委員会、横浜市内におきまして、田中が出席する予定でございます。17日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第3班の委員が出席される予定でございます。18日 第20回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。28日 第20回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 733㎡、農用地利用集積計画決定11件 8,962.26㎡、法第4条届出1件 5,698㎡、法第5条届出3件 394.86㎡、合計16件 15,788.12㎡でございます。なお、右側の欄に昨年案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願い

いたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号1番でございます。申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目田、地積合計 733㎡でございます。申請理由は農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。譲受人は、年齢は■■歳、耕作面積の17,194.52㎡は、綾瀬市におきまして自作の田1,629㎡、自作の畑10,785.52㎡、自作の樹園地3,709㎡、藤沢市におきまして自作の畑1,071㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。申請地に隣接する田1,159㎡を所有しており、一帯で耕作されるとのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター2台、田植え機、バインダー、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の計2名、従事日数は250日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）その前に本件につきまして、2022年1月17日月曜日、山崎、見上、多田、高橋推進委員、事務局3名で現地調査をいたしました。なお本日の審議案件につきましては、同日、同メンバーにて現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

議案第一号の農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号1、申請地については、刈り取り後で適正に管理されており、問題ないと考えます。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員。

○12番（加藤 栄三君）地元委員として申し上げます。整理番号1番の■■■■■■■■■■外一筆は、第二班の報告通り耕運状態であります。譲渡人の■■■■■■■■■■は高齢でもあり後継者もいないため耕作は無理と思われれます。譲受人の■■■■■■■■■■は、農業に積極的に取り組んでおり、今回の土地の隣でも現在、米作、田んぼをやっておりますので、引き続き拡

大するという事でございます。よって農地法第3条の規定による許可申請事案は問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号1番についてを議題といたしますが、本件については、■が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため退席をいたしますので、本件審議の議事を森山職務代理に交代いたします。

（■ 退席）

（1番 森山職務代理 議長席着席）

○議長（森山 謙治君）本件議案につきまして、古塩会長に代わり私が議事を進行いたします。ただいま、古塩会長が退席いたしましたので、現在の委員数は委員11名、推進委員3名です。それでは、事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号1番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積5,294㎡、申請地は■外1筆、登記地目田、現況地目畑、地積合計990㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成31年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。賃貸人は300日農業従事をしてございますが、賃借人の農地集約化のため所有する農地の一部を貸し付けるとの意向でございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の5,294㎡は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター、防除機2台等を保有しておりま

す。農業従事者は、本人及び妻の計2名、従事日数は350日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（森山 謙治君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）整理番号1の申請地はブロッコリー、白菜が作付けされており、順次収穫されています。適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議よろしく願いたします。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）推進委員として発言させていただきます。1月17日に2班の方、事務局の方と一緒に現地確認をいたしました。本日の農用地利用集積決定事案につきまして、全部同日に行いましたことをご報告させていただきます。整理番号1番につきましては、只今2班の代表の方が言われた通り、■■■■にはブロッコリー、■■■■には白菜が作付けされておりました。農地として適正に管理されておりましたので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いたします。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（森山 謙治君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（森山 謙治君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。これをもちまして■■■■に議長を交代いたします。

（森山職務代理 議長席離席、自席着席）

（■■■■ 入室、議長席着席）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、改めまして議長を務めさせていただきます。現在の委員数は委員12名、推進委員3名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号2番から4

番については、申請人である使用借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 2 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 5,294 m²、申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 495 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 31 年、通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。

次に、総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 3 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 495 m²でございます。利用権の種類、設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 2 番と同一です。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。

次に、総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 4 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 482 m²でございます。利用権の種類、設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 3 番と同一です。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 5,294 m²は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）整理番号2、3、4の申請地は同一人が申請人ですので、一括してご審議のほどをお願いいたします。整理番号2はブロッコリーが収穫中でした。整理番号3はブロッコリーが同じく収穫後の状態でございました。整理番号4は耕運状態で作付け準備中のございました。適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）ご報告させていただきます。整理番号2番の■■■■はブロッコリーが、整理番号3の■■■■はブロッコリーが収穫直後、整備番号4の■■■■は収穫後、耕運状態で支柱などを準備されておりました。整理番号2、3、4共に農地として適正に管理されており利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号5番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 5 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 18,431 m²、申請地は■■■■■、登記地目田、現況地目畑、地積 385 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 19 年、通算 6 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 100 日農業従事をしてございますが、所有する農地から現地が離れており管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 18,431 m²は、自作の田 1,707 m²、自作の畑 13,977 m²、利用集積による畑 2,747 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。申請地に隣接する畑 864 m²を所有しており、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機 3 台、トラクター 4 台、田植え機、コンバイン、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母の計 2 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 山崎委員。

○7 番（山崎 弘子君）整理番号 5 は耕運状態で適正に管理されておりましたので、問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋推進委員。

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 5 につきまして、現地は耕運状態で、端にサツマイモの蔓などが少しありましたが、農地として適正に管理されておりました。また借人の方も園芸協会に入会されて熱心に農業に取り組んでおられますので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号6番についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、第 地区 推進委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

(第 地区 推進委員退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、第 地区 推進委員が退席されました。現在の委員数は12名、推進委員2名です。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号6番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積24,469㎡、申請地は 地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成16年、通算7回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。賃貸人は90日農業従事しておりますが、所有する農地の6割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は 歳、耕作面積の24,469㎡は、自作の田3,761㎡、自作の畑10,807㎡、利用集積による畑9,901㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター2台、田植え機、コンバイン、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び子夫婦の計3名、従事日数は330日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員。

○7番(山崎 弘子君)整理番号6は耕運状態で適正に管理されておりました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農土地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）ご報告させていただきます。整理番号6番につきましては、耕運状態でありました。借人の方は園芸協会にも入会されていて、家族で熱心に農業に取り組んでおられます。利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農土地利用集積計画決定事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（第■地区 ■推進委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、第■地区 ■推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員12名、推進委員3名です。

次に、同じく、農土地利用集積計画決定事案、整理番号7番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農土地利用集積計画決定事案、整理番号7番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積6,135㎡、申請地は■■■■■外2筆、地目畑、地積合計1,586㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成28年、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。使用貸人は150日農業従事しておりますが、所有する農地の7割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の6,135㎡は、綾瀬市におきまして2,577㎡、

座間市におきまして3,558㎡、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）整理番号7はブロッコリーが作付けされており、適正に管理されておりました。問題ないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）ご報告させていただきます。整理番号7、 外2筆につきましては、ブロッコリーが作付けされておりました。農地として適切に管理されておりましたので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号8番についてを議題といたします。なお、本件につきましては、 番 委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（ 番 委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、 番 委員が退席されました。現在の委員数は11名、推進委員3名です。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利

用集積計画決定事案、整理番号8番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 13,670 ㎡、申請地は■■■■■、地目畑、地積合計 991 ㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。本件申請地は、令和4年4月30日まで他の耕作者が利用集積にて借り受けて耕作を行ってございますが、今回更新をしないとの意向で、その後を引き継いで権利設定を行うものでございます。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和4年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。使用貸人は300日農業従事しておりますが、所有する農地から現地が離れており管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の13,670 ㎡は、自作の畑1,979 ㎡、利用集積による畑11,691 ㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）整理番号8は枯草が少々でていますが、作業開始の5月頃までには整地される予定ですので、問題はないと考えます。ご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号8番につきまして、374-1は枯草が10cm程ありましたが、1~2回耕運すれば作付け可能なのかなと、現在耕作されている方も地域の方でございますので、元に戻してお返しされると思います。借人の方は園芸協会にも入会されていて、熱心に農業に取り組んでおられます。利用集積に問題はないと思われれます。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（ 番 委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 番 委員が着席されました。現在の委員数は、委員12名、推進委員3名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積7,702.26㎡、申請地は 外3筆、地目畑、地積合計1,486.26㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成13年、通算8回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は 歳、耕作面積の7,702.26㎡は、自作の畑3,246㎡、利用集積による畑4,456.26㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機2台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は200日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）整理番号9は、キャベツ、ブロッコリー、白菜、高菜が順次収穫され、収穫後は順次耕運状態になっておりまして、適正に管理されておりました。問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第1地区 高橋

推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）ご報告させていただきます。整理番号9につきまして、683-4外3筆はキャベツ、ブロッコリーが作付けされておりました。半分は今、耕運状態でございます。農地として適正に管理されておりましたので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案についてを議題といたしますが、整理番号10番、11番については、申請人である使用借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号10番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積40,501.72㎡、申請地は■■■■■、地目畑、地積542㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和元年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号11番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■、地目畑、地積519㎡でございます。利用権の種類、

設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号10番と同一です。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのこととございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の40,501.72㎡は、自作の田4,114㎡、畑13,814.72㎡、利用集積による畑22,573㎡で管理する農地に遊休農地はございません。整理番号10番と11番の間の農地も利用集積で借り受けており、申請地と併せて一帯で耕作されております。農機具は、耕運機2台、トラクター、田植え機、バインダー、コンバイン、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母、弟の計3名、従事日数は350日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 山崎委員。

○7番（山崎 弘子君）整理番号10、11は同一申請人ですので、一括ご審議よろしく願います。10は耕運状態でした。11も同じく耕運状態で適正に管理されて問題はないと考えております。ご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員。

○第1地区（高橋 重雄君）ご報告させていただきます。整理番号10の■、整理番号11の■は只今2班の代表の方が言われた通り、耕運状態でございます。借人の方は園芸協会に入会されており、熱心に農業に取り組んでおられます。利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、報告第1号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告をお願いします。

○事務局長（岩見事務局長）それでは、議案書の28ページから29ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

次に30ページ、31ページをご覧ください。2の「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」でございます。本件につきましては、法人1社から提出がございましたので、ご報告いたします。「農地所有適格法人が農地を所有し、その農地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」と規定されており、その提出があったものでございます。それでは、1及び2の詳細につきまして、次長から説明させますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○事務局次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の28ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号1番でございます。転用の内容は、工場敷地、地積5,698㎡でございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。続きまして、29ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号1番から3番までの3件でございます。転用の内容は、全て住宅敷地で、地積合計394.86㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に30、31ページをご覧ください。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告でございます。1の法人の概要につきましては、名称■■■■■■■■■■。経営面積は、800aで綾瀬市、海老名市ほかで耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者ほか2名、議決権の数は1,000株、議決権の割合は100%でございます。2の事業の種類等につきましては、露地野菜、水稻を生産しており、売上高は令和3年の

実績が [] 円、令和4年の見込みは [] 万円でございます。3の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）


○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第1号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第19回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

10時26分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する


綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会議長

森山 謙治 

綾瀬市農業委員会委員

新倉 賢一 

綾瀬市農業委員会委員

細谷 則子 

